



はれるんマガジン

～気象・地震に関わる素朴な疑問に答えます～ 発行：福岡管区気象台

今月の素朴な疑問

気象予報士について教えてください。

気象予報士は、予報業務を行うために必要な知識と技能を持っていると認められた人に与えられる国家資格です。気象予報士の資格を得るためには、気象予報士試験に合格したうえで、気象庁長官の登録を受ける必要があります。令和3年8月現在、全国で約1万1千人の気象予報士が登録されています。

今年は、主人公が頑張って気象予報士の資格をとるドラマもありましたね。今回はこの気象予報士についての話題を取り上げてみました。

毎日の生活に欠かせない天気予報、皆さんは気象庁だけが発表するものと思っていないでしょうか。気象庁の業務は気象業務法という法律に従って行われています。最初の気象業務法(昭和27年公布)では、地域・目的を限定した天気予報に限り、気象庁長官の許可を受けた事業者は予報を発表できるようになっていましたが、実際は、気象庁と各地方気象台が発表した天気予報の解説をするだけで、天気予報を変えることはできませんでした。しかし、平成6年の法改正に伴い、予報業務の許可を受けた民間の気象会社は、現象(地震動、火山現象と津波は除く)の予想については気象予報士に行わせることが義務づけられました。なぜかというと、天気予報や現象の予想は防災情報と密接につながるため、いろいろな人が根拠のない予報や情報を流したりすると社会が混乱するからです。法律では、観測を「自然科学的方法による現象の観察および測定」としており、予報業務を「観測の成果に基づく現象の予想の発表」と定めています。つまり、(極端ですが)占いや神様のお告げなどで出した天気予報は認められないということです。



さて、気象予報士の仕事を目にする機会が多いのは、何といたっても天気図やレーダー画像などを示しながら今後の天気をわかりやすく解説するテレビのお天気キャスターではないでしょうか。実は、天気予報の解説をするだけなら予報士の資格は必要ありません。しかし、解説の中では、雨の強さやいつ頃から降り始めるのかといった予想を含むこと

も多いため、気象予報士という肩書を前面に出した気象キャスターによる解説が一般的となっています。

令和3年8月現在、全国で約1万1千人が気象予報士として登録されています。また、昨年末から今年の初めにかけて行われた予報士に対するアンケート調査の結果によると、全体の7割を超える人が何らかの仕事に就いており、その職業もいろいろです。予報士の現在の職業の内訳は、民間や個人で予報業務許可を受けた事業者、製造関係、教育関係(学校の先生)の順に多く、それぞれ6~9パーセントの割合となっています。ちなみに、気象庁で働いている人は5パーセント程度で、他の職業に就いている人のほうが多くなっています(気象庁で予報業務を行うのに気象予報士の資格は必要ありません)。

また、受験の動機は「気象に関する知識を得たかったから」が約6割と最も多く、「仕事とは関係ないが、気象予報士の資格をとりたかった」が続きます。気象予報士の受験に年齢制限はありませんし、興味のある人が気軽な気持ちで受験していることが分かります。

最後に、気象予報士といえば、テレビなどで天気予報の解説をするというイメージが強いですが、今後は防災の現場で気象情報を読み解く「気象防災アドバイザー」や気象データと他データを合わせて分析するようなビジネス分野での活躍も期待されています。

ご意見をお待ちしています

お気づきの点があればご意見をお寄せください。また、素朴な疑問や質問を募集します。電子メール、Fax、あるいは郵便(はがき、封書)で下の宛先までお送りください。お待ちしております。

問合せ先

〒810-0052 福岡市中央区大濠 1-2-36

福岡管区気象台防災調査課はれるんマガジン編集部

電話：092-725-3614

Fax：092-725-3163

e-mail：fukuoka_bousaichousa@met.kishou.go.jp

次回の発行は11月の予定です。